

担当課：総務課庶務係
電 話：0164-34-2111
F A X：0164-34-2117

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を行いましたので、北竜町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき公表します。

記

私生活上の人身事故

所属・職名・年代・性別	企画振興課・会計年度任用職員・60代・男性
処分理由	5月8日(日)午後2時頃、被処分者は、公休日に自家用車を運転中、町内交差点で被害者(40代・男性)の運転するオートバイと接触事故を起こした。被害者は、病院へ搬送されたが、同日死亡した。
処分の内容	停職2か月
処分年月日	令和4年7月1日

【町長メッセージ】

全町をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中であって、職員が起こした交通事故により、尊い命を奪うという重大な事案を発生させたことについて、被害者、ご家族の方に対して、改めて心から深くお詫び申し上げます。また、町の信頼を著しく損なう結果となり、町民の皆様には多大なご迷惑をお掛けし、重ねてお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、交通法規遵守・安全運転の徹底に関する取組を粘り強く進めていくとともに、職員の綱紀粛正に努め、町民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

令和4年7月1日

北竜町長 佐野 豊